

## 筑前海区漁業調整委員会指示第193号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、加布里湾におけるえび類の繁殖保護をはかるため、次のとおり指示する。ただし、福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第47条第1項の規定に基づき知事の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りでない。

令和2年9月1日

筑前海区漁業調整委員会

会長 本田 清一郎

### 1 指示の適用海域

糸島市二丈浜窪、箱島西側防波堤の北端と、糸島市志摩久家、竹の下の瀬の東端を結んだ直線と陸岸によって囲まれた加布里湾奥域海域。

### 2 禁止事項

4月1日から11月30日までの期間、えび類を採捕してはならない。

### 3 指示期間

令和2年11月1日から令和7年10月31日まで

(参考図)

